

# クーリング・オフのハガキの書き方

## ☆クーリング・オフって？

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、キャッチセールスなどで契約をしたときに無条件解約できる制度です。

## ☆クーリング・オフできる期間は？

契約書を受け取ってから8日間（マルチ商法、内職商法は20日間）。

## ☆クーリング・オフの方法は？

- ① 必ずハガキなどの書面です（書面ですることが法律で決められています）。
- ② 契約年月日、商品名、販売会社名を書いて、この契約を解除するということを書く。あなたの住所、氏名を書くのを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、両面コピーを取る（証拠を残すため）。
- ④ ハガキは郵便局の窓口で、特定記録郵便などの「出した日付」がわかる方法で出して、特定記録郵便物受領証などの紙をもらう（クーリング・オフは書面を出した瞬間に有効になるため、仮に事業者が「受け取っていない」と言っても、クーリング・オフは成立します）。
- ⑤ 両面コピーと特定記録郵便物受領証などの紙を保存する（この2つが、クーリング・オフをしたことの証拠になります）。

## ハガキの記入例

郵便はがき	□□□□□□□□
○○○ ○○○ ○○○ 株式会社 代表者 様	○○○ ○○○ 市○○町 ○丁目○番○号
氏名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	住所 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○
平成○年○月○日	契約年月日 平成○年○月○日
右契約を解除します。	商品名 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○
	販売会社名 ○○○ ○○○ 株式会社
	契約解除通知

# ハッキリ断る！悪質商法！

## 断り方用語集

～きっとあります、あなたに合った断り方～



福岡市消費生活センター

## 不要です！

- ・「必要ありません」
- ・「興味がありません」
- ・「間に合っています」
- ・「もう使っています」
- ・「買う予定が全くありません」
- ・「いつも決まったところで買っています」
- ・「用件があるときは当方より連絡します」
- ・「知り合いの業者に依頼しているので必要ありません」
- ・「我が家では必要としていないので、いりません」
- ・「同業者の家族・親戚がいます」
- ・子供用の教材であれば 「子供はいません」
- ・子供向け、就学生向け、年代に制限がある場合は「家には関係する者がいません」
- ・家のことであれば 「借家です」
- ・補整下着の勧誘であれば 「私、妊婦です」



## 私、忙しいです！

- ・「今から出かける用があります」
- ・「取り込み中です」
- ・「来客中で忙しいです」
- ・「お客様が来ましたので」
- ・「家事で手がはなせません」
- ・「今調理中で火を使っています」
- ・「電話中です」



## お金がありません！

- ・「買えるお金がありません、分かりません」
- ・「経済的に無理です」

- ・「年金生活で払う能力がありません」

## 私、分かりません！

- ・「家族から断るよう言われています」
- ・「私では決められません」
- ・「留守番の者なので、分かりません」
- ・「私、妹なのでよく分かりません」



## その他・・・

- ・「体調が悪いので・・・」
- ・「カタログを下さい」
- ・「ポストに名刺を入れておいてください」

## 断る前にシャットアウト！

- ・居留守を使う。
- ・ドアを開けない。
- ・画像付きのインターフォンをつける。
- ・インターフォン越しに断る。
- ・ナンバーディスプレイにして、非通知の電話はとらない。
- ・「〇〇さんのお宅ですか」と名前を言われる電話には、「〇〇ですが」と別の名前を言う。

福岡市消費生活センター電話相談

092-781-0999

平日：9時～17時／第2・第4土曜日：10時～16時

※電話番号のかけ間違いにご注意下さい

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

この用語集は平成18年度消費者カレッジ受講生の自主研究においてワークショップ・アンケートを経て作成しました。